

建設工事請負契約標準書式（国債用）新旧対照表

新	旧																		
<p>(総則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。</p> <p>2 受注者は、頭書の工事を頭書の工期限内に完成し、工事の目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。この場合において、受注者は、<u>頭書の出来高予定額及び支払限度額の表</u>の左欄に掲げる各会計年度について同表の中欄に掲げる出来高予定額に相応する工事の出来形部分を仕上げるものとし、発注者が受注者に対して支払う各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、同表の右欄に掲げる金額とする。ただし、発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、これらの額を変更することができる。</p> <p><u>表（削除）</u></p> <p>3 仮設、施工方法その他工事の目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。</p> <p>4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。</p> <p>7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。</p> <p>8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。</p> <p>9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。</p> <p>10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。</p> <p>11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄区域とする裁判所とする。</p> <p>12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。</p> <p>2 受注者は、頭書の工事を頭書の工期限内に完成し、工事の目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。この場合において、受注者は、<u>次</u>の表の左欄に掲げる各会計年度について同表の中欄に掲げる出来高予定額に相応する工事の出来形部分を仕上げるものとし、発注者が受注者に対して支払う各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、同表の右欄に掲げる金額とする。ただし、発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、これらの額を変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1167 632 2130 914"> <thead> <tr> <th>会計年度</th> <th>出来高予定額</th> <th>支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 仮設、施工方法その他工事の目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。</p> <p>4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。</p> <p>7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。</p> <p>8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。</p> <p>9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。</p> <p>10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。</p> <p>11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄区域とする裁判所とする。</p> <p>12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、</p>	会計年度	出来高予定額	支払限度額	年度	円	円	年度	円	円	年度	円	円	年度	円	円	年度	円	円
会計年度	出来高予定額	支払限度額																	
年度	円	円																	
年度	円	円																	
年度	円	円																	
年度	円	円																	
年度	円	円																	

建設工事請負契約標準書式（国債用）新旧対照表

新	旧
<p>受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。</p> <p>第2条から第3条（略）</p> <p>（契約の保証）</p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付</p> <p>(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証</p> <p>(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金の額の10分の1以上としなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第49条の2第1項第3号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p><u>5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</u></p> <p><u>6 請負代金の額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の額の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。</u></p> <p><u>7 第1項の規定に基づく契約の保証は、発注者が必要がないと認めたときは、免除することができる。</u></p> <p>第5条から第33条（略）</p> <p>（前金払）</p> <p>第34条 受注者は、保証事業会社と頭書の完成期日（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）を保証期限とする法第2条第5項に規定する保証契約（以下「前払金</p>	<p>受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。</p> <p>第2条から第3条（略）</p> <p>（契約の保証）</p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付</p> <p>(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証</p> <p>(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>新設</p> <p><u>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金の額の10分の1以上としなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第49条の2第1項第3号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</u></p> <p><u>5 請負代金の額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の額の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。</u></p> <p><u>6 第1項の規定に基づく契約の保証は、発注者が必要がないと認めたときは、免除することができる。</u></p> <p>第5条から第33条（略）</p> <p>（前金払）</p> <p>第34条 受注者は、保証事業会社と頭書の完成期日（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）を保証期限とする法第2条第5項に規定する保証契約（以下「前払金</p>

建設工事請負契約標準書式（国債用）新旧対照表

新	旧																								
<p>保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、前払金支払請求書を発注者に提出して前払金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者が請求できる金額は、<u>頭書の前払金の表の左欄</u>に掲げる各会計年度において同表の右欄に掲げる金額以内とする。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することができない。</p> <p><u>表(削除)</u></p> <p>2 受注者は、各会計年度において、前項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と前払金保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、前払金支払請求書を発注者に提出して前払金(以下「中間前払金」という。)の支払いを請求することができる。この場合において、受注者が請求できる金額は、<u>頭書の中間前払金の表の左欄</u>に掲げる各会計年度において同表の右欄に掲げる金額以内とし、請求の時期については、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p><u>表(削除)</u></p> <p><u>3 受注者は、第1項及び第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>4 受注者は、中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ認定請求書を発注</u></p>	<p>保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、前払金支払請求書を発注者に提出して前払金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者が請求できる金額は、<u>次の表の左欄</u>に掲げる各会計年度において同表の右欄に掲げる金額以内とする。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することができない。</p> <table border="1" data-bbox="1167 443 2134 743"> <thead> <tr> <th>会計年度</th> <th>前払金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 受注者は、各会計年度において、前項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と前払金保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、前払金支払請求書を発注者に提出して前払金(以下「中間前払金」という。)の支払いを請求することができる。この場合において、受注者が請求できる金額は、<u>次の表の左欄</u>に掲げる各会計年度において同表の右欄に掲げる金額以内とし、請求の時期については、前項ただし書の規定を準用する。</p> <table border="1" data-bbox="1167 994 2134 1278"> <thead> <tr> <th>会計年度</th> <th>中間前払金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>新設</p> <p><u>3 受注者は、中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ認定請求書を発注</u></p>	会計年度	前払金の額	年度	円	年度	円	年度	円	年度	円	年度	円	会計年度	中間前払金の額	年度	円	年度	円	年度	円	年度	円	年度	円
会計年度	前払金の額																								
年度	円																								
年度	円																								
年度	円																								
年度	円																								
年度	円																								
会計年度	中間前払金の額																								
年度	円																								
年度	円																								
年度	円																								
年度	円																								
年度	円																								

建設工事請負契約標準書式（国債用）新旧対照表

新	旧
<p>者に提出しなければならない。</p> <p><b>5</b> 発注者は、前項の規定により受注者から認定請求書の提出を受けたときは、遅滞なく、所要の要件に該当するかどうかの認定をし、速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p><b>6</b> 発注者は、第1項又は第2項の規定により受注者の提出する適法な前払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を受注者に支払わなければならない。</p> <p><b>7</b> 各会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額。以下この条及び次条において同じ。）が著しく減額された場合において、第1項及び第2項の規定により支払った当該会計年度における前払金の額が減額後の出来高予定額の10分の6（<b>第2項</b>の規定により支払った前払金がないときは、2分の1）を超えるときは、発注者は、期限を定めて、受注者から第1項及び第2項の規定により支払った前払金の額から当該出来高予定額の10分の6（<b>第2項</b>の規定により支払った前払金がないときは、2分の1）に相当する額を差し引いて得た金額（以下この条において「超過額」という。）を返還させることができる。ただし、超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還させることが第1項及び第2項の規定により支払った前払金（以下「前払金」という。）の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定める。</p> <p><b>8</b> 受注者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に年2.5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。</p> <p><b>9</b> 受注者は、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、第1項及び第2項の規定にかかわらず、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。</p> <p><b>10</b> 受注者は、契約会計年度に翌会計年度分の前払金（第1項の規定による前払金に限る。以下この項において同じ。）を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定にかかわらず、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（<b>頭書の契約会計年度に翌会計年度分の前払金を支払う際の翌会計年度に支払うべき前払金相当額</b>）を含めて前払金の支払いを請求することができる。</p> <p><b>11</b> 受注者は、前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。</p> <p><b>12</b> 前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、次条第2項の規定を準用する。</p> <p>（前払金保証契約の変更）</p>	<p>者に提出しなければならない。</p> <p><b>4</b> 発注者は、前項の規定により受注者から認定請求書の提出を受けたときは、遅滞なく、所要の要件に該当するかどうかの認定をし、速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p><b>5</b> 発注者は、第1項又は第2項の規定により受注者の提出する適法な前払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を受注者に支払わなければならない。</p> <p><b>6</b> 各会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額。以下この条及び次条において同じ。）が著しく減額された場合において、第1項及び第2項の規定により支払った当該会計年度における前払金の額が減額後の出来高予定額の10分の6（<b>同項</b>の規定により支払った前払金がないときは、2分の1）を超えるときは、発注者は、期限を定めて、受注者から第1項及び第2項の規定により支払った前払金の額から当該出来高予定額の10分の6（<b>同項</b>の規定により支払った前払金がないときは、2分の1）に相当する額を差し引いて得た金額（以下この条において「超過額」という。）を返還させることができる。ただし、超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還させることが第1項及び第2項の規定により支払った前払金（以下「前払金」という。）の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定める。</p> <p><b>7</b> 受注者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に年2.5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。</p> <p><b>8</b> 受注者は、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、第1項及び第2項の規定にかかわらず、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。</p> <p><b>9</b> 受注者は、契約会計年度に翌会計年度分の前払金（第1項の規定による前払金に限る。以下この項において同じ。）を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定にかかわらず、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（<b>円以内</b>）を含めて前払金の支払いを請求することができる。</p> <p><b>10</b> 受注者は、前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。</p> <p><b>11</b> 前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、次条第2項の規定を準用する。</p> <p>（前払金保証契約の変更）</p>

建設工事請負契約標準書式（国債用）新旧対照表

新	旧												
<p>第35条 受注者は、請負代金の額が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、その変更に係る保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p>3 受注者は、前払金の額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p> <p>第36条 (略)</p> <p>(部分払)</p> <p>第37条 受注者は、工事の完成前に、<u>頭書の部分払の回数</u>の表の左欄に掲げる各会計年度において同表の右欄に掲げる回数以内で、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。以下「工事の出来形部分等」という。）に対する請負代金相当額の10分の9に相当する額の範囲内において、発注者に対し、部分払金の支払いを請求することができる。ただし、この請求は月1回を超えてはならない。</p> <p><u>表（削除）</u></p> <p>2 受注者は、前項の規定により部分払金の支払いを請求しようとするときは、出来形検査申請書を発注者に提出しなければならない。</p> <p>3 発注者は、前項の規定により受注者から出来形検査申請書の提出を受けた日から起算して14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の出来形部分等について検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の出来形部分等を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の出来形部分等を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。</p> <p>4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>5 受注者は、第3項の規定により発注者から通知があったときは、部分払金支払請求書を発</p>	<p>第35条 受注者は、請負代金の額が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、その変更に係る保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。</p> <p>新設</p> <p>2 受注者は、前払金の額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p> <p>第36条 (略)</p> <p>(部分払)</p> <p>第37条 受注者は、工事の完成前に、<u>次</u>の表の左欄に掲げる各会計年度において同表の右欄に掲げる回数以内で、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。以下「工事の出来形部分等」という。）に対する請負代金相当額の10分の9に相当する額の範囲内において、発注者に対し、部分払金の支払いを請求することができる。ただし、この請求は月1回を超えてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="1167 820 1783 1102"> <thead> <tr> <th>会計年度</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>回</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 受注者は、前項の規定により部分払金の支払いを請求しようとするときは、出来形検査申請書を発注者に提出しなければならない。</p> <p>3 発注者は、前項の規定により受注者から出来形検査申請書の提出を受けた日から起算して14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の出来形部分等について検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の出来形部分等を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の出来形部分等を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。</p> <p>4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>5 受注者は、第3項の規定により発注者から通知があったときは、部分払金支払請求書を発</p>	会計年度	回数	年度	回	年度	回	年度	回	年度	回	年度	回
会計年度	回数												
年度	回												
年度	回												
年度	回												
年度	回												
年度	回												

建設工事請負契約標準書式（国債用）新旧対照表

新	旧
<p>注者に提出して部分払金の支払いを請求することができる。</p> <p>6 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な部分払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に部分払金を受注者に支払わなければならない。</p> <p>7 第1項の規定により部分払金の支払いを請求することができる金額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>部分払金の支払いを請求することができる金額<math>\leq</math>第1項の請負代金相当額<math>\times 9 / 10 -</math>前払金の額<math>\times</math>第1項の請負代金相当額<math>/</math>請負代金の額</p> <p>8 第6項の規定により部分払金が支払われた後における2回目以後の部分払金の支払いを請求することができる金額は、前項の式により算定した金額から既に支払われた部分払金の額を差し引いて得た金額とする。</p> <p>9 発注者は、<u>第34条第7項</u>又は第36条第2項の規定により受注者に対して前払金の返還を求めている場合において、当該返還を受ける前に部分払金の支払いをしようとするときは、当該部分払をすべき額から当該返還を受けるべき額を差し引いて得た金額を支払うことができる。この場合においては、発注者は、受注者にその旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>10 受注者は、前会計年度末における第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、その翌会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払金の支払いを請求することができない。</p> <p>11 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第7項及び第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。</p> <p>部分払金の支払いを請求することができる金額<math>\leq</math>第1項の請負代金相当額<math>\times 9 / 10 -</math>（前会計年度までに支払われた請負代金の額<math>+</math>当該会計年度の部分払金の額）<math>-</math>{第1項の請負代金相当額<math>-</math>（前会計年度までの出来高予定額<math>+</math>出来高超過額）}<math>\times</math>当該会計年度の前払金の額<math>/</math>当該会計年度の出来高予定額</p> <p>第38条から第42条（略） （発注者の催告によらない解除権）</p> <p>第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。</p> <p>(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。</p> <p>(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。</p> <p>(4) 引き渡された工事の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。</p>	<p>注者に提出して部分払金の支払いを請求することができる。</p> <p>6 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な部分払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に部分払金を受注者に支払わなければならない。</p> <p>7 第1項の規定により部分払金の支払いを請求することができる金額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>部分払金の支払いを請求することができる金額<math>\leq</math>第1項の請負代金相当額<math>\times 9 / 10 -</math>前払金の額<math>\times</math>第1項の請負代金相当額<math>/</math>請負代金の額</p> <p>8 第6項の規定により部分払金が支払われた後における2回目以後の部分払金の支払いを請求することができる金額は、前項の式により算定した金額から既に支払われた部分払金の額を差し引いて得た金額とする。</p> <p>9 発注者は、<u>第34条第6項</u>又は第36条第2項の規定により受注者に対して前払金の返還を求めている場合において、当該返還を受ける前に部分払金の支払いをしようとするときは、当該部分払をすべき額から当該返還を受けるべき額を差し引いて得た金額を支払うことができる。この場合においては、発注者は、受注者にその旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>10 受注者は、前会計年度末における第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、その翌会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払金の支払いを請求することができない。</p> <p>11 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第7項及び第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。</p> <p>部分払金の支払いを請求することができる金額<math>\leq</math>第1項の請負代金相当額<math>\times 9 / 10 -</math>（前会計年度までに支払われた請負代金の額<math>+</math>当該会計年度の部分払金の額）<math>-</math>{第1項の請負代金相当額<math>-</math>（前会計年度までの出来高予定額<math>+</math>出来高超過額）}<math>\times</math>当該会計年度の前払金の額<math>/</math>当該会計年度の出来高予定額</p> <p>第38条から第42条（略） （発注者の催告によらない解除権）</p> <p>第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。</p> <p>(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。</p> <p>(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。</p> <p>(4) 引き渡された工事の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。</p>

建設工事請負契約標準書式（国債用）新旧対照表

新	旧
<p>(5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</p> <p>(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。</p> <p>(10) 第45条又は第46条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合には<u>その者その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の<u>代表者その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。）が、<u>暴力団又は暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどして</u>と認められるとき。</p> <p><u>ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどして</u>と認められるとき。</p> <p>ホ <u>役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u></p> <p>ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p> <p>第43条の2から第48条（略）</p>	<p>(5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</p> <p>(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。</p> <p>(10) 第45条又は第46条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合には<u>その者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員<u>又は</u>その支店<u>若しくは</u>常時建設工事の請負契約を締結する事務所の<u>代表者</u>をいう。以下この号において同じ。）が<u>暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p><u>ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした</u>と認められるとき。</p> <p><u>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</u></p> <p>新設</p> <p>ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p> <p>第43条の2から第48条（略）</p>

建設工事請負契約標準書式（国債用）新旧対照表

新	旧
<p><u>(相殺)</u>  <u>第48条の2 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他債権と相殺することができる。</u>  <u>2 前項の場合において、相殺してなお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。</u>  <u>3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。</u></p> <p>第49条から第55条 (略)</p> <p><u>(情報通信の技術を利用する方法)</u>  <u>第56条 契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p><u>(補則)</u>  <u>第57条</u> この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。</p> <p>以下省略</p>	<p>新設</p> <p>第49条から第55条 (略)</p> <p>新設</p> <p><u>(補則)</u>  <u>第56条</u> この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。</p> <p>以下省略</p>